

○深浦町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

令和元年5月30日告示第54号

深浦町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に存する木造住宅の所有者が当該住宅の耐震診断を実施するにあたり、深浦町が予算の範囲内において耐震診断を行う建築士等を派遣し、診断を行うことにより、地震に対する住宅の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりに寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における、用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震診断員 県が作成する青森県木造住宅耐震診断員名簿に記載された者（建築士法第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属する建築士。）

(対象住宅)

第3条 耐震診断員の派遣対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、深浦町内に存し、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築されたもの。
- (2) 一戸建て専用住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、かつその他の用途に供する部分の床面積が50㎡以下であるものに限る）で地上階数が2以下のもの。
- (3) 在来軸組構法又は伝統的構法によって建築された木造住宅であること。
- (4) 現に居住の用に供していること。
- (5) 原則として、延べ面積が200㎡以下であること。（200㎡を超える場合は当該

申し込み者負担の増額で対応)

- (6) 対象住宅が建築基準法に違反していないこと。
- (7) 対象者が町税を滞納していないこと。
- (8) 過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。

(申込手続)

第4条 この要綱に基づき耐震診断員の派遣を希望する対象住宅の所有者（当該対象住宅が共有に係るものである場合は、当該共有者のうち1人をいう。）は、構造的に独立した棟毎に、深浦町木造住宅耐震診断員派遣申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申し込むものとする。

- (1) 建築確認年又は建築竣工年が確認できるものであって、次に掲げるいずれかの書類
 - ア 建築確認通知書または完了検査済証の写し
 - イ 登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書
- (2) 申込者の住民票の写し
- (3) 案内図、各階平面図（建築確認申請図面があればその写し）
- (4) 2面以上の外観写真

(派遣の決定)

第5条 町長は、前条の申込内容を審査し、耐震診断員を派遣することを決定したときは、その旨を深浦町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書（様式第2号）により当該申請者（以下「派遣対象者」という。）に通知するものとする。このとき、必要があると認める者について、一定の範囲内において優先的に派遣を決定することができるものとする。

- 2 町長は、前項の深浦町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書の内容に変更が生じたときと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。
- 3 町長は、審査の結果、対象住宅に該当しないときは、その旨を深浦町耐震診断員非派遣決定通知書（様式第3号）により派遣対象者に通知するものとする。

(派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、深浦町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受けた後において耐震診断員の派遣を辞退するときは、速やかに深浦町木造住宅耐震診断員派遣辞退届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取り消し)

第7条 町長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、深浦町木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書（様式第5号）により当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣に要する費用)

第8条 耐震診断員の派遣に要する費用は、別表に定める額とする。

2 派遣対象者は第5条第1項の規定による深浦町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書を受領した後、前項に規定される派遣費用を耐震診断実施前までに町長へ支払うものとする。

(業務の委託)

第9条 町長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

2 この要綱に基づき当該事業に関する業務を委託することができる事業者は、耐震診断員を有する建築士法第23条の規定に基づく登録をした建築士事務所又は、建築関係公益法人である建築士法第27条の2の規定に基づく指定法人とする。

(診断結果の通知)

第10条 耐震診断の結果については、深浦町木造住宅耐震診断支援事業耐震診断結果通知書（様式第6号）により、当該派遣対象者に通知するものとする。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第11条 町長は、派遣対象者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言を行うことができる。

(耐震診断員等の責務)

第12条 耐震診断員及び当該業務の関係者（以下「耐震診断員」という。）は、当該耐震診断に関し職務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

2 耐震診断員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該耐震診断等の実施に関し、派遣対象者から第8条に規定する費用以外の金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。
- (3) 診断業務を他に委託し又は請け負わせること。
- (4) その他耐震診断員としてふさわしくない行為を行うこと。

(補則)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年5月31日から施行する。

附 則（令和2年5月25日告示第56号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第8条関係）

区 分	延べ面積 (1棟あたり)	派遣費用 総 額	公的負担 限度額	派遣対象者 負 担 額
耐震診断	200㎡以下	147,000円	136,000円	11,000円
	200㎡超 250㎡以下	168,000円	136,000円	32,000円
	250㎡超 300㎡以下	189,000円	136,000円	53,000円
	300㎡超 350㎡以下	211,000円	136,000円	75,000円
	350㎡超 400㎡以下	232,000円	136,000円	96,000円

※上記金額は、すべて消費税及び地方消費税相当額を含む。

様式第1号（第4条関係）

深浦町木造住宅耐震診断員派遣申込書

年 月 日

深浦町長 殿

〒 -
[住所]
ふりがな

申込者 [氏名] ㊟

[電話] () -

深浦町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、
下記の住宅について耐震診断員の派遣を申し込みます。
また、本申請にあたり、町が町税等の納付状況を確認することに同意します。

対象住宅の概要	所在地	深浦町大字
	構造/階数	木造（在来軸組構法・それ以外） 平家・2階
	床面積	1階： m^2 2階： m^2 合計： m^2
	建物建築時期 [建築確認年月]	昭和・大正・明治 年 月頃（新築時） [昭和 年 月（新築時）確認番号 / 不明]
	耐震診断の履歴	有 / 無
対象住宅の所有者 [住所]	〒 -	
(※申込者本人の [氏名]		
場合は記入不要) [電話]	() -	
所有者との関係	申込者本人 ・ その他（続柄）	
調査を避けて欲しい曜日	月曜 / 火曜 / 水曜 / 木曜 / 金曜	
調査を避けて欲しいその他の日		
調査を避けて欲しい時間帯	午前 / 午後 / 他（）	
【備考】		

- 【備考】欄には上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあった場合、その内容及び時期を記入。
- この申込書に、建築時期並びに床面積が確認できる書類（建築確認通知書の写し、登記事項証明書等）、案内図、概略平面図（建築確認申請図面等があればその写し）を添付すること。
- 外観写真を2面以上添付すること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：建設課管理係 電話：74-4413

様式第2号（第5条関係）

深建第 年 月 日 号

様

深浦町長

印

深浦町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった木造住宅耐震診断員の派遣について、下記のとおり派遣する耐震診断員を決定したので、深浦町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき通知します。

なお、派遣業務の実施に当たっては、同実施要綱第9条の規定に基づき下記事業者に業務の一部を委託しておりますのでご承知願います。

また、今後日程調整のうえ、この耐震診断員が耐震診断のために現地建物調査を行います。限られた時間内に効率よく適切に実施できるようご協力をお願いします。

記

1. 事業者

事業者名

代表者役職名・氏名

電話 () -

2. 派遣する耐震診断員の氏名

氏名

3. 現地建物調査時期 年 月 日 () ~ 月 日 ()

後日、上記診断員から日程調整の連絡をいたします。

様式第3号（第5条関係）

深建第 年 月 日 号

様

深浦町長

印

深浦町木造住宅耐震診断員非派遣決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった木造住宅耐震診断員の派遣について審査の結果、下記の理由により、耐震診断の派遣対象となる住宅には該当しませんので、深浦町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第5条第3項の規定に基づき通知します。

記

[派遣しない理由]

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

深浦町長 殿

〒 -

[住所]

ふりがな

申込者 [氏名]

㊟

[電話]

()

-

深浦町木造住宅耐震診断員派遣辞退届

年 月 日付け深建第 号で通知のあった木造住宅耐震診断員の派遣について、下記の理由により辞退したいので、深浦町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

[辞退する理由]

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

担当及び提出先：建設課管理係 電話：74-4413

様式第5号（第7条関係）

深建第 年 月 日 号

様

深浦町長

印

深浦町木造住宅耐震診断員派遣決定取消通知書

深浦町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、
年 月 日付け深建第 号で通知した木造住宅耐震診断員の派遣決定については、下
記の理由により取り消しましたので通知します。

記

[取り消した理由]

様式第6号（第10条関係）

深建第 年 月 日 号

様

深浦町長

印

深浦町木造住宅耐震診断支援事業
耐震診断結果通知書

年 月 日付け深建第 号深浦町木造住宅耐震診断員派遣決定通知書に基づき実施した耐震診断の結果について、深浦町木造住宅耐震診断支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、別紙のとおり関係書類を添えて通知します。

なお、この報告書は調査時点での診断結果ですので、その後の経年変化に対しては十分な維持管理をお願いします。

記

1. 診断結果

別紙「木造住宅耐震診断結果報告書」のとおり

2. 問合せ先

- ・ 診断結果の内容に関する質問等

耐震診断員名

電話（ ） -

- ・ その他、全般について 建設課 管理係

電 話 0173-74-4413（直通）

F A X 0173-74-4415